

芦屋市環境審議会(11/4)からの意見等

項目	意見等	対応・考え方
	<p>災害廃棄物について、神戸市との広域処理に伴い、神戸市のクリーンセンターにおいて可燃ごみの焼却処理ができるよう、両市で協議を整えて下さい。</p>	<p>神戸市との広域処理業務の一つとして、「災害時でも神戸市・芦屋市のごみを安定して処理できるよう、両市の連携体制を構築する。また、大規模な災害時には国・県とも連携して処理する。」を掲げており、今後も継続した協議を行い、具体化を図っていきます。</p>
<p>施設計画 ・ 環境計画</p>	<p>中継施設に貯留する可燃ごみからの悪臭について、周辺地域に影響が生じないよう施設計画を検討して対策を講じて下さい。</p>	<p>中継施設は、現焼却施設のごみピットを改造して整備する計画としており、当施設出入口に設置しているエアカーテンを継続使用するとともに、ごみピットへのごみ投入時以外は投入扉の閉鎖を徹底するなどの悪臭漏洩防止対策を講じます。</p> <p>また、可燃ごみの神戸市クリーンセンターへの搬出には、飛散防止のための天蓋、上部全面を覆うことが可能である堅牢な密閉方式、及び走行中に開かない機能を有し、汚水タンク等を備えた運搬車両を用いることとしています。</p>